平成２９年（フ）第５３９５号
大阪市西成区玉出西２丁目10番48号
債務者　花水　健一
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４３０号
大阪市西淀川区福町２丁目11番５号　リバーサイドふよう
債務者　中渡瀬久留美
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４３１号
大阪市西淀川区姫里１丁目25番６号　メゾン三原　103号室
債務者　鎌田　貞夫
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４３５号
大阪府豊中市上野西３丁目19番84号202号、前住所大阪府豊中市螢池東町３丁目９番11号
債務者　芝田　圭一
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４３９号
大阪府吹田市佐井寺南が丘３番２―305号
債務者　髙澤　順子（旧姓河﨑）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４３号
大阪市大正区千島２丁目４番３―438号
債務者　長尾　哲男
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５６号
大阪市中央区日本橋２丁目１番４号　本田文化
債務者　河野美夜子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５９号
大阪府高槻市城東町15番17―202号
債務者　井上　啓子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６号
香川県高松市西植田町2021番地４
債務者　日髙　勝吉
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８１２号
福岡市城南区金山団地14番311号
債務者　村松　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８５６号
福岡市東区高美台２丁目36番８号
債務者　高田めぐみ（旧姓南里）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８５９号
福岡市南区大楠１丁目13番11―205号
債務者　永尾二美子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９０８号
福岡県宗像市石丸２丁目９番26号　モアハイツ石丸105号、住民票上の住所福岡県福津市日蒔野５丁目14番地の22　アムール福津Ａ203号
債務者　荒牧　竜平
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１３号
福岡県糟屋郡粕屋町戸原東２丁目13番10号
レイクコート伊賀駅　201号
債務者　岩田　義宣
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２１号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6461番地25
債務者　境　　恵子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２８０号
長崎県長崎市東琴平２丁目１番27号　冨田コーポ202号、旧住所長崎県長崎市古町15番地酒井ビル305号
債務者　戸川　美和（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
北海道日高郡新ひだか町静内入船町44番地の１　静内シティーハイツ３号
債務者　畑澤　優悦
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係